【資料２】

第８期小牧市障がい福祉計画
第４期小牧市障がい児福祉計画

《素案》

令和●年●月

小牧市

－ も く じ －

Ⅰ　はじめに

1　計画策定の背景 1
2　計画策定の趣旨 3
3　計画の期間 4
4　計画の策定体制 5

Ⅱ　障がいのある人等の状況

1　小牧市の概要 6
2　障がいの種類別の状況 7
3　難病患者 14
4　発達障がい 14
5　障害支援区分 16

Ⅲ　サービスの状況

Ⅲ－１　障害福祉サービス

1　訪問系サービス 18
2　日中活動系サービス 20
3　居住系サービス 25
4　相談支援 26

Ⅲ－２　地域生活支援事業

1　必須事業 27
4　任意事業 32

Ⅲ－３　障がい児支援

1　障害児通所支援 35
2　障害児相談支援等 37
3　子ども・子育て支援 38
4　あさひ学園 39

Ⅲ－４　第７期小牧市障がい福祉計画・第３期小牧市障がい児福祉計画の数値目標の実績と評価

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行 .. 40
2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 40
3　地域生活支援の充実 41
4　福祉施設から一般就労への移行等 .. 42
5　障がい児支援の提供体制の整備等 .. 44
6　相談支援体制の充実・強化等 46
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 47

Ⅳ　基本的な考え方

1　基本的な考え方 48
2　基本指針に基づく目標 53
3　本計画の成果目標 55

Ⅴ　サービス利用量の見込みと確保策

Ⅴ－１　障害福祉サービス

1　訪問系サービス 64
2　日中活動系サービス 65
3　居住系サービス 68
4　相談支援 69

Ⅴ－２　地域生活支援事業

1　必須事業 71
4　任意事業 74

Ⅴ－３　障がい児支援

1　障害児通所支援 77
2　障害児相談支援 79
3　子ども・子育て支援 80
4　あさひ学園 81

Ⅵ　計画の推進

1　計画の推進体制 82
2　圏域、県との協力 82
3　サービスの円滑な利用と質の確保 .. 82
4　人材の確保と生産性の向上 83
5　計画の進捗管理と評価 83
6　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ） .. 84

Ⅰ　はじめに

1　計画策定の背景

(1)　障害者自立支援法の制定から改正と児童福祉法の改正

平成15年度から、行政が主体となる措置制度に代わり、利用者自らがサービスを選択して事業者と直接契約する支援費制度が導入されました。この結果、サービスの利用が飛躍的に伸びましたが、一方でサービス費用が増大し、制度の維持が困難となるとともに、障がい種別ごとにサービスに大きな格差があったことなどの問題が生じました。また、制度の対象に精神障がいがある人が含まれていないことに加え、地域生活への移行や障がいのある人の就労支援といった新たな課題への対応などが求められたことから、これらの課題に対応し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための必要な基盤構築を目指した「障害者自立支援法」が平成17年度に制定され、この法律により、障害福祉サービスなどの提供体制の確保などを定める「市町村障害福祉計画」の策定が市町村に義務づけられることとなりました。

平成25年度には障がい者の範囲に難病を追加するなどの改正を行い、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められ、平成28年度には法施行後における国の見直しを踏まえ、障がい者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応をするための支援の拡充を含んだ改正を児童福祉法とともに行い、市町村に障害児相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

(2)　国における基本指針の設定

「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定め、両計画において定めるべき項目等について示しています。

第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画策定にあたって示された、基本指針の見直しの主なポイントは次のとおりです。

音声コード
貼付予定

基本指針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等
・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保等
・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

音声コード
貼付予定

2 計画策定の趣旨

(1)　計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としており、国が定める基本指針に沿って策定しています。

(2)　計画で定める事項

【市町村障害福祉計画】

○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

○各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

【市町村障害児福祉計画】

○障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

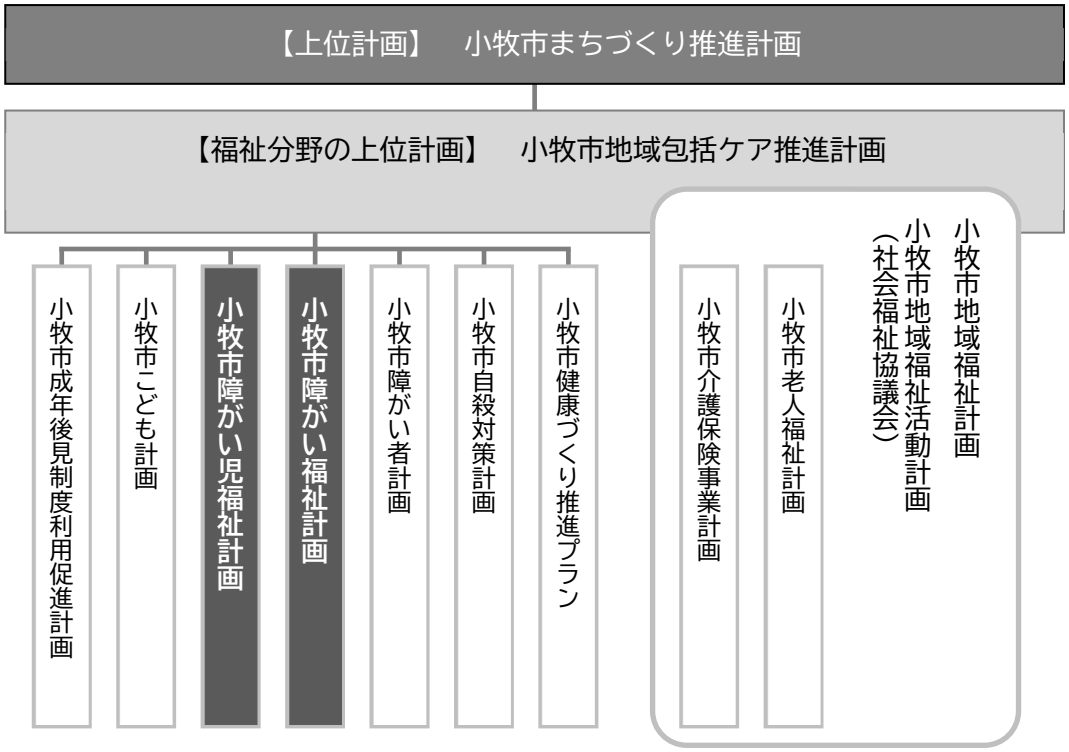
○各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(3)　他の計画との関係

この計画は、小牧市まちづくり推進計画、小牧市地域包括ケア推進計画を上位計画とし、障害者基本法に基づき策定した第４次小牧市障がい者計画に掲げる基本理念や基本目標に沿ったものになります。

音声コード
貼付予定

図表１－１　他の計画との関係



3　計画の期間

この計画の期間は、令和９年度～令和11年度の３年間です。

図表１－２　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の計画期間

区　分	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	R８年度	R９年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
小牧市障がい福祉計画・小牧市障がい児福祉計画	第６期障がい福祉計画 第２期障がい児福祉計画 （令和３～５年度）			第７期障がい福祉計画 第３期障がい児福祉計画 （令和６～８年度）			**第８期障がい福祉計画 第４期障がい児福祉計画 （令和９～11 年度）**			第９期障がい福祉計画 第５期障がい児福祉計画 （令和12～14年度）		
小牧市障がい者計画	第３次計画 （平成30～令和５年度）			**第４次計画（令和６～11年度）**						第５次計画 （令和12～17年度）		

音声コード
貼付予定

4 計画の策定体制

(1)　計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、障がいのある人の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等から成る「小牧市障がい福祉計画等策定委員会」において協議を行いました。

(2)　アンケート調査の実施

「第８期小牧市障がい福祉計画・第４期小牧市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的に、障害福祉サービスの支給決定を受けている人、もしくは障害児通所支援等を利用している人を対象として、現在の生活状況やサービス等についてのアンケートを実施しました。

図表１－３　調査方法・回収結果

区　　分	障がい者調査	障がい児調査
調査対象者	障害福祉サービスの支給決定を受けている18歳以上（高校生を除く）の人	障害児通所支援等を利用している18歳未満（高校生を含む）の児童
対象者の抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査票の配布・回収	配布：郵送　回収：郵送またはWeb	
調査基準日	令和８年６月１日	
調 査 期 間	令和８年６月15日～７月22日	
調査票配布数	1,200	300
回収数	663	161
うち郵送	519	82
うちWeb	144	79
回収率	55.3%	53.7%
有効回答数	656	161
有効回答率	54.7%	53.7%

(3)　パブリックコメントの実施

審議後の計画案について、市民からの意見聴取のために、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施しました。

音声コード
貼付予定

Ⅱ　障がいのある人等の状況

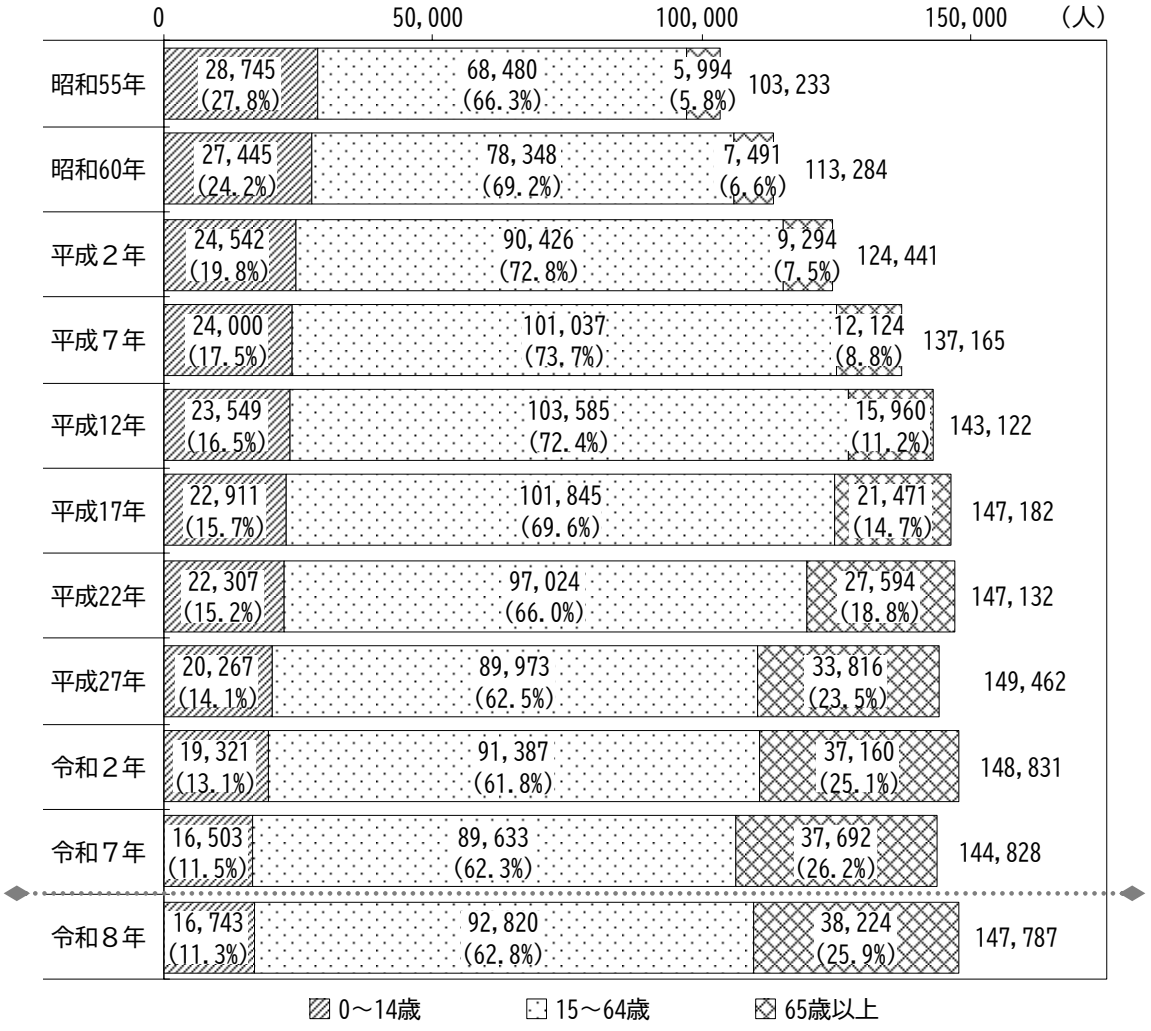
1　小牧市の概要

(1)　人口の推移

令和８年４月１日現在の総人口は、147,787人です。年齢３区分別の割合をみると、０～14歳が11.3%、15～64歳が62.8%、65歳以上が25.9%となっています。

国勢調査の結果から年齢３区分別の推移をみると、65歳以上の人口割合が増加し、０～14歳の人口割合が減少しています。昭和55年には０～14歳が65歳以上の約4.8倍であったものが、平成22年には逆転し、令和７年には65歳以上が０～14歳の約2.3倍となっています。

図表２－１　年齢３区分別人口の推移



（注）１　令和７年までの総人口には、年齢不詳を含みます。
　　２　人口割合は端数処理を行っているため、合計しても100.0%にならない場合があります。
資料：令和７年までは「国勢調査」、令和８年は４月１日現在の「住民基本台帳人口」

音声コード
貼付予定

(2)　障がいのある人の全体数

令和８年４月１日現在、障害者手帳を所持している人は、身体障害者手帳所持者が4,362人、療育手帳所持者が1,413人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,169人で、合計7,944人となっています。複数の手帳をもつ人がいるため、合計が単純に障がいのある人の数とはなりませんが、概ね市民の5.4%が何らかの障がいを有していることになります。

年齢別にみると、65歳以上が3,504人で、全体の44.1%を占めています。特に身体障がいのある人では、65歳以上が3,092人で、身体障がいのある人の70.9%となっています。

図表２－２　障がいのある人（障害者手帳所持者）の全体数　　単位：人

区　　分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	総人口に占める割合
身体障がいのある人	84	211	975	3,092	4,362	3.0%
知的障がいのある人	482	586	303	42	1,413	1.0%
精神障がいのある人	130	679	990	370	2,169	1.5%
計	696	1,476	2,268	3,504	7,944	5.4%

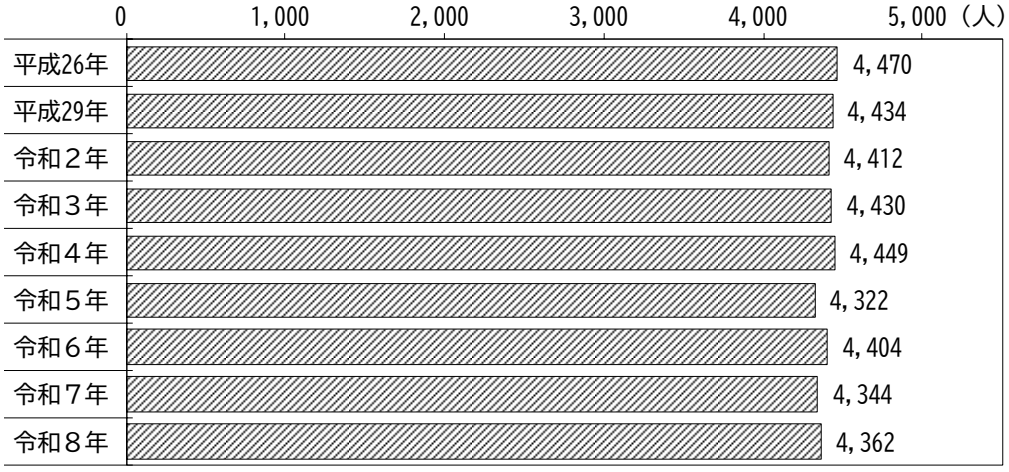
（注）令和８年４月１日現在

2　障がいの種類別の状況

(1)　身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在で4,362人となっています。平成26年以降の推移をみると、令和５年にはやや減少したものの、4,300～4,500人の間で推移しています。

図表２－３　身体障害者手帳所持者数の推移



（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

令和８年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、65歳以上が70.9%を占めています。平成29年以降の年齢別割合の推移をみると、年によって多少の変動はあるものの、大きな変化はみられません（図表２－４）。

身体障がいの種類別にみると、令和８年４月１日現在では肢体不自由が48.1%と最も高くなっています。ただし、肢体不自由の割合は低下傾向にあり、内部障がいが年々増加し、39.6%となっています（図表２－５）。

図表２－４　年齢別の身体障害者手帳所持者数　　単位：人（%）

区　分		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
平成29年	人数	112	235	1,074	3,013	4,434
	割合	(2.5)	(5.3)	(24.2)	(68.0)	(100.0)
令和２年	人数	104	225	960	3,123	4,412
	割合	(2.4)	(5.1)	(21.8)	(70.8)	(100.0)
令和５年	人数	88	208	953	3,073	4,322
	割合	(2.0)	(4.8)	(22.0)	(71.1)	(100.0)
令和８年	人数	84	211	975	3,092	4,362
	割合	(1.9)	(4.8)	(22.4)	(70.9)	(100.0)

（注）各年４月１日現在

図表２－５　障がいの種類別の身体障害者手帳所持者数の推移　　単位：人（%）

区　分		視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成29年	人数	214	244	66	2,470	1,440	4,434
	割合	(4.8)	(5.5)	(1.5)	(55.7)	(32.5)	(100.0)
令和２年	人数	213	239	54	2,383	1,523	4,412
	割合	(4.8)	(5.4)	(1.2)	(54.0)	(34.5)	(100.0)
令和５年	人数	226	234	58	2,198	1,606	4,322
	割合	(5.2)	(5.4)	(1.3)	(50.9)	(37.2)	(100.0)
令和８年	人数	249	239	49	2,098	1,727	4,362
	割合	(5.7)	(5.5)	(1.1)	(48.1)	(39.6)	(100.0)

（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

令和８年４月１日の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、１級が1,276人（29.3%）と最も多く、次いで３級（1,067人、24.5%）、４級（997人、22.9%）の順となっています。平成29年と比較すると、１級は81人、６級は１人増加している一方、２～５級はいずれも減少しています。

また、令和８年で身体障がいの種類別にみると、１級の割合が最も高いのは内部障がいで、44.5%を占めています。

図表２－６　等級別の身体障害者手帳所持者数の推移　　単位：人（%）

区　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
平成29年	人数	1,195	606	1,082	1,080	279	192	4,434
	割合	(27.0)	(13.7)	(24.4)	(24.4)	(6.3)	(4.3)	(100.0)
令和２年	人数	1,194	601	1,062	1,091	274	190	4,412
	割合	(27.1)	(13.6)	(24.1)	(24.7)	(6.2)	(4.3)	(100.0)
令和５年	人数	1,192	544	1,086	1,054	256	190	4,322
	割合	(27.6)	(12.6)	(25.1)	(24.4)	(5.9)	(4.4)	(100.0)
令和６年	人数	1,201	590	1,099	1,073	250	191	4,404
	割合	(27.3)	(13.4)	(25.0)	(24.4)	(5.7)	(4.3)	(100.0)
令和７年	人数	1,238	588	1,064	1,016	247	191	4,344
	割合	(28.5)	(13.5)	(24.5)	(23.4)	(5.7)	(4.4)	(100.0)
令和８年	人数	1,276	590	1,067	997	239	193	4,362
	割合	(29.3)	(13.5)	(24.5)	(22.9)	(5.5)	(4.4)	(100.0)
視覚障がい	人数	73	102	17	26	28	3	249
	割合	(29.3)	(41.0)	(6.8)	(10.4)	(11.2)	(1.2)	(100.0)
聴覚障がい	人数	7	55	33	41	2	101	239
	割合	(2.9)	(23.0)	(13.8)	(17.2)	(0.8)	(42.3)	(100.0)
音声・言語障がい	人数	1	4	29	15			49
	割合	(2.0)	(8.2)	(59.2)	(30.6)			(100.0)
肢体不自由	人数	427	405	519	449	209	89	2,098
	割合	(20.4)	(19.3)	(24.7)	(21.4)	(10.0)	(4.2)	(100.0)
内部障がい	人数	768	24	469	466			1,727
	割合	(44.5)	(1.4)	(27.2)	(27.0)			(100.0)

（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

令和８年４月１日の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別・年齢別にみると、全般的に65歳以上が多く、特に内部障がいでは1,346人で、内部障がい全体の77.8％を占めています。特に心臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能は80％以上の非常に高い割合となっています。

図表２－７　障がいの種類別・年齢別の身体障害者手帳所持者数　　単位：人（％）

区　　分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	3	14	61	171	249
聴覚・平衡機能障がい	9	13	38	179	239
聴覚	9	13	36	179	237
平衡機能	0	0	2	0	2
音声・言語・そしゃく機能障がい	2	2	10	35	49
肢体不自由	58	137	539	1,361	2,095
上肢	15	36	212	447	710
下肢	7	23	159	590	779
体幹	35	75	166	324	600
運動機能	1	3	2	0	6
内部障がい	12	45	327	1,346	1,730
心臓機能	9	27	111	746	893
じん臓機能	0	6	142	355	503
呼吸器機能	0	1	5	35	41
ぼうこう・直腸機能	0	3	44	207	254
小腸機能	1	0	4	0	5
免疫	0	7	15	2	24
肝機能	2	1	6	1	10
合　　計	84	211	975	3,092	4,362
	(1.9)	(4.8)	(22.4)	(70.9)	(100.0)

（注）令和８年４月１日現在

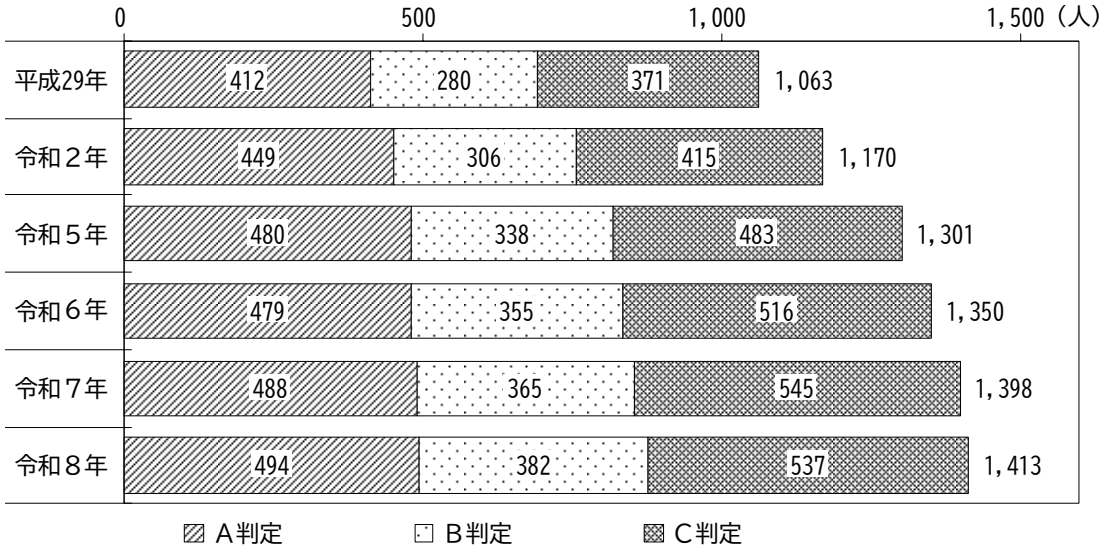
音声コード
貼付予定

(2)　療育手帳所持者

療育手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在1,413人で、障がいの程度別にみると、Ａ判定が494人、Ｂ判定が382人、Ｃ判定が537人となっています。平成29年以降の推移をみると、全体では増加を続けており、Ａ判定は82人、Ｂ判定は102人、Ｃ判定は166人増加しています（図表２－８）。

年齢別にみると、18～39歳が586人と最も多く、次いで０～17歳が482人となっています。両者を合わせた40歳未満は1,068人で、全体の75.6％を占めています（図表２－９）

図表２－８　障がいの程度別の療育手帳所持者数の推移



（注）各年４月１日現在

図表２－９　年齢別・障がいの程度別の療育手帳所持者数　　単位：人（％）

区　分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
Ａ判定	122	224	132	16	494(35.0)
Ｂ判定	114	142	106	20	382(27.0)
Ｃ判定	246	220	65	6	537(38.0)
合　計	482	586	303	42	1,413
	(34.1)	(41.5)	(21.4)	(3.0)	(100.0)

（注）令和８年４月１日現在

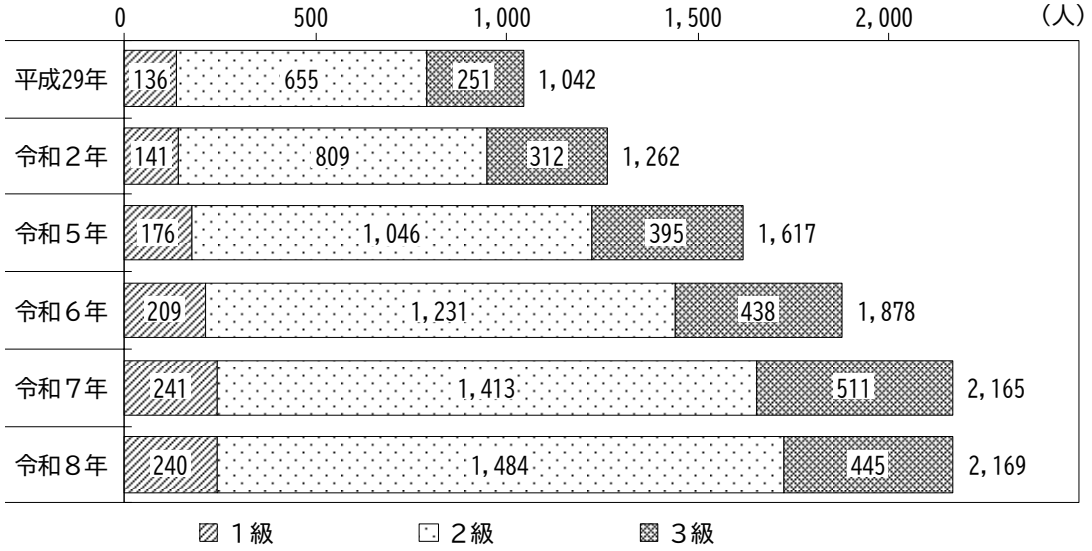
音声コード
貼付予定

(3)　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在2,169人となっています。等級別にみると、１級が240人、２級が1,484人、３級が445人となっています。平成29年以降の推移をみると、全体では大幅に増加していましたが、令和８年には横ばいに推移しました。等級別では、１級は104人、２級は829人、３級は194人増加しています（図表２－10）。

年齢別にみると、40～64歳が990人（45.6%）と最も多く、次いで18～39歳が679人（31.3%）となっています（図表２－11）。

図表２－10　等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



（注）各年４月１日現在

図表２－11　年齢別・等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数　　単位：人（%）

区　分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
１　級	1	30	69	140	240(11.1)
２　級	104	484	693	203	1,484(68.4)
３　級	25	165	228	27	445(20.5)
合　計	130	679	990	370	2,169
	(6.0)	(31.3)	(45.6)	(17.1)	(100.0)

（注）令和８年４月１日現在

音声コード
貼付予定

(4)　精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）所持者

自立支援医療（精神通院）受給者数は令和８年４月１日現在、3,074人となっています。精神疾患分類別にみると、「気分障害」が1,329人と最も多く、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」も400人を超えています。

令和５年と比較すると、全体では38人減少しています。一方、精神疾患分類別にみると、「てんかん」が96人増加し、約3.4倍となっています。

図表２－12　精神疾患分類別の自立支援医療（精神通院）受給者数　　単位：人

ICD-10コード※	名　称	令和５年	令和８年
Ｆ０	症状性を含む器質性精神障害	137	134
Ｆ１	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	29	19
Ｆ２	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	503	440
Ｆ３	気分障害	1,348	1,329
Ｆ４	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	412	454
Ｆ５	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	12	9
Ｆ６	成人の人格及び行動の障害	16	8
Ｆ７	精神遅滞	28	22
Ｆ８	心理的発達の障害	264	303
Ｆ９	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	159	192
G40	てんかん	40	136
Ｆ99	その他の精神障害	164	28
合　計		3,112	3,074

※ICD－10コード：世界保健機関（ＷＨＯ）が定めた国際疾病分類です。
（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

3 難病患者

平成25年４月から、障害者総合支援法に定める障害児･者の対象に難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は次第に拡大されており、令和７年４月１日から376疾病となっています。

また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、令和７年４月１日からは16疾患群801疾病がその対象として認定されています。

本市における令和８年４月１日の指定難病認定者は1,065人、小児慢性特定疾病児童数は103人となっています。

図表２－13　指定難病認定者数および小児慢性特定疾病児童数の推移　　単位：人

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
指定難病認定者数	820	926	874	917	958	988	1,065
小児慢性特定疾病児童数	127	150	148	132	141	133	103

（注）各年４月１日現在

4 発達障がい

発達障害者支援法において、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発病するとして政令で定めるもの」と定義されています。

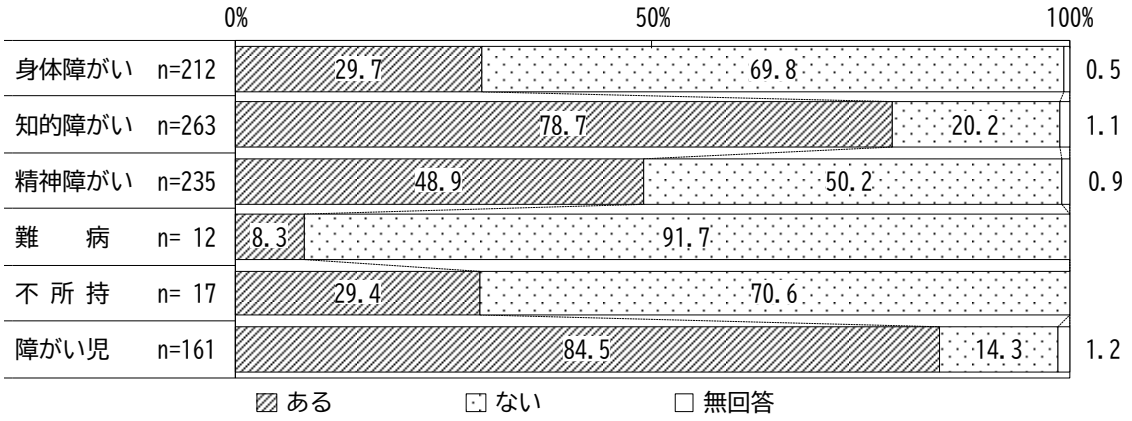
公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団として、文部科学省が令和４年に行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、8.8％（平成24年調査では6.5％）の割合で通常の学級に在籍している可能性があるとされています（なお、この調査結果は発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すものであるとしています）。

音声コード
貼付予定

本市のアンケート調査において、発達障がいと診断されたことがあるかたずねた結果が図表２－14です。「ある」は、知的障がいのある人および障がいのある児童（手帳不所持の障害児通所支援等利用児童を含む）で高く、70%以上を占めています。

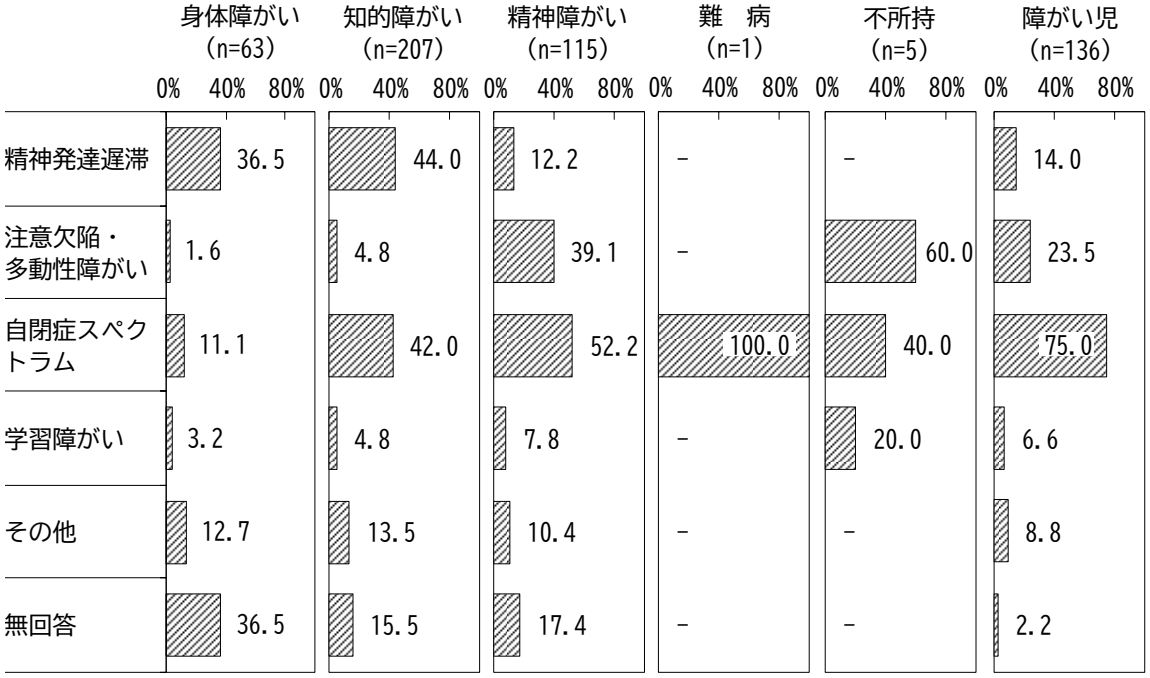
また、「ある」と回答した人にその診断名をたずねた結果が図表２－15です。知的障がいのある人は「精神発達遅滞」および「自閉症スペクトラム」が40%以上の高い割合となっています。障がいのある児童は、「自閉症スペクトラム」が75.0%と突出して高くなっています。

図表２－14　発達障がいと診断されたこと



資料：「小牧市　障がい福祉に関するアンケート　調査結果報告書」（令和８年９月）

図表２－15　発達障がいの診断名（複数回答）



資料：「小牧市　障がい福祉に関するアンケート　調査結果報告書」（令和８年９月）

音声コード
貼付予定

5 障害支援区分

(1)　障害支援区分の認定者

障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用するためには、原則として障害支援区分認定を受けることが必要です。障害支援区分とは、障がいの特徴や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示すもので、面接による調査等を経て、市町村審査会による審査及び判定により認定されます。区分は１から６まであり、区分６が最も支援の必要性が高いことを示しています。

令和８年４月１日現在、障害支援区分認定を受けている人は963人です。障がい別にみると、身体障がいのある人が336人、知的障がいのある人が348人と多くなっています。区分別では区分６が最も多く、243人となっています。

令和２年と比べると、全体の認定者数は243人増加し、約1.3倍となっています。障がい別にみると、身体障がいのある人および精神障がいのある人が100人以上増加しています。

図表２－16　障害支援区分の認定者数　　単位：人

区　分		非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	計
令和2年	身　体	0	7	13	38	34	41	98	231
	知　的	0	6	22	67	75	60	91	321
	精　神	0	4	81	57	18	2	3	165
	難　病	0	0	1	1	0	0	1	3
	合　計	0	17	117	163	127	103	193	720
令和5年	身　体	0	6	23	39	37	35	133	273
	知　的	0	2	25	65	96	78	91	357
	精　神	0	8	99	78	30	5	10	230
	難　病	0	0	2	1	1	0	0	4
	合　計	0	16	149	183	164	118	234	864
令和8年	身　体	0	9	35	38	49	40	165	336
	知　的	0	2	39	64	97	82	64	348
	精　神	0	3	132	84	33	10	12	274
	難　病	0	0	2	0	0	1	2	5
	合　計	0	14	208	186	179	133	243	963

（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

(2)　障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービスの支給決定者は増加傾向にあり、令和８年４月１日現在の支給決定者は1,359人です。

また、障害児通所支援支給決定者は、令和８年４月１日現在940人となっています。毎年度増加を続けており、これは主に児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童が増加したことによるものです。

図表２－17　障害福祉サービス等支給決定者数の推移　　単位：人

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
障害福祉サービス	1,047	1,128	1,211	1,282	1,337	1,337	1,359
障害児通所支援	542	557	648	682	848	881	940

（注）各年４月１日現在

音声コード
貼付予定

Ⅲ　サービスの状況

Ⅲ－１　障害福祉サービス

1 訪問系サービス

(1)　居宅介護の利用状況

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う居宅介護については、令和７年度の利用者、利用時間は計画を上回る372人、12,916時間となっており、市外事業所の利用も多くなっています。

図表３－１　居宅介護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	271	340	350	360
	実績	333	346	372	400
利用時間合計（時間）	計画	7,282	10,880	11,200	11,520
	実績	10,875	11,303	12,916	14,759
事業所数（か所）		62	70	86	106
うち市内事業所数（か所）		23	25	28	31

（注）１　「事業所数」には、各年度に利用実績のあった事業所を計上している。
　　２　令和８年度実績は見込み

(2)　重度訪問介護の利用状況

18歳以上の重度の身体障がいのある人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動介護を行う重度訪問介護については、令和７年度の利用者数は９人で計画どおりとなっています。また、利用時間は2,049時間と計画を下回りましたが、令和６年度以降増加傾向にあります。

図表３－２　重度訪問介護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	5	8	9	10
	実績	8	8	9	10
利用時間合計（時間）	計画	1,905	2,240	2,520	2,800
	実績	2,148	1,901	2,049	2,208
事業所数（か所）		13	9	13	12
うち市内事業所数（か所）		2	2	2	2

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　同行援護の利用状況

視覚に障がいのある人の外出時の援護を行う同行援護については、令和７年度の利用者は９人、利用時間は114時間となっており、計画は下回ったものの、令和６年度以降増加傾向にあります。

図表３－３　同行援護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	10	13	14	15
	実績	11	8	9	10
利用時間合計（時間）	計画	150	156	168	180
	実績	133	99	114	131
事業所数（か所）		5	7	5	6
うち市内事業所数（か所）		3	3	2	3

（注）令和８年度実績は見込み

(4)　行動援護の利用状況

重度の知的障がいまたは精神障がいのある人の援護や外出時の移動支援を行う行動援護については、令和７年度の利用者は３人、利用時間数は183時間となっており、ともに計画は下回っているものの、令和５年度以降増加傾向にあります。

図表３－４　行動援護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	4	3	4	5
	実績	2	2	3	5
利用時間合計（時間）	計画	224	180	240	300
	実績	131	148	183	226
事業所数（か所）		1	2	2	2
うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

(5)　重度障害者等包括支援の利用状況

極めて重度の障がいのある人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、市内に事業所はありません。

音声コード
貼付予定

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護の利用状況

障がいがあって常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護については、利用者数は横ばいに推移しており、利用日数は令和８年度に増加したものの、計画を下回っています。また、市外事業所の利用が多くなっています。

図表３－５　生活介護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	307	328	339	350
	実績	320	327	327	334
利用日数合計（日）	計画	5,833	6,232	6,441	6,650
	実績	6,119	6,426	6,264	6,412
事業所数（か所）		73	79	73	75
うち市内事業所数（か所）		16	16	16	16

（注）令和８年度実績は見込み

(2) 自立訓練（機能訓練）の利用状況

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）については、令和７年度の利用者数は１人、利用日数は５日で、いずれも計画を下回っています。

図表３－６　自立訓練（機能訓練）の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	1	4	4	5
	実績	2	1	1	2
利用日数合計（日）	計画	10	28	28	35
	実績	15	2	5	7
事業所数（か所）		1	1	1	1
うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　自立訓練（生活訓練）の利用状況

知的障がい又は精神障がいのある人に、一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う自立訓練（生活訓練）については、令和７年度の利用者数は19人、うち精神障がいのある人の利用者数は15人で、利用日数は236日となっています。利用者数、利用日数ともに令和６年度に比べ大幅に増加しており、概ね計画どおりとなっています。

図表３－７　自立訓練（生活訓練）の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	9	16	18	20
	実績	11	8	19	20
うち精神障がいのある人（人）	計画		15	17	19
	実績	10	8	15	16
利用日数合計（日）	計画	108	192	216	240
	実績	122	97	236	248
事業所数（か所）		7	10	17	18
うち市内事業所数（か所）		1	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

(4)　就労選択支援の利用状況

就労選択支援とは、令和７年10月に創設された、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援するサービスです。令和８年度の利用者数は４人で、令和７年度に比べ増加しており、計画値を上回っています。

図表３－８　就労選択支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第７期	
		令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	2	3
	実績	1	4
事業所数（か所）		1	4
うち市内事業所数（か所）		1	2

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(5)　就労移行支援の利用状況

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援については、令和７年度の利用者は42人、利用日数は637日で、令和６年度に比べ減少したものの計画を上回っており、市外事業所も多数利用されています。

図表３－９　就労移行支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	31	32	34	36
	実績	34	49	42	42
利用日数合計（日）	計画	465	480	510	540
	実績	498	687	637	640
事業所数（か所）		31	36	27	31
うち市内事業所数（か所）		2	2	2	2

（注）令和８年度実績は見込み

(6)　就労継続支援（Ａ型）の利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援Ａ型については、利用者数、利用日数ともに減少しており、計画を下回っています。また、就労移行支援と同様に市外事業所も多数利用されています。

図表３－10　就労継続支援（Ａ型）の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	173	172	178	184
	実績	170	165	159	165
利用日数合計（日）	計画	3,114	3,096	3,204	3,312
	実績	2,960	2,892	2,822	2,891
事業所数（か所）		28	30	32	32
うち市内事業所数（か所）		7	6	5	5

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(7)　就労継続支援（Ｂ型）の利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援Ｂ型については、令和７年度の利用者は411人、利用日数合計は6,720日と大幅に増加しており、計画を上回っており、市外事業所の利用も非常に多くなっています。

図表３－11　就労継続支援（Ｂ型）の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	212	314	340	367
	実績	291	343	411	492
利用日数合計（日）	計画	3,604	5,338	5,780	6,239
	実績	4,833	5,643	6,720	8,002
事業所数（か所）		87	113	121	130
うち市内事業所数（か所）		12	17	18	19

（注）令和８年度実績は見込み

(8)　就労定着支援の利用状況

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行う就労定着支援については、令和７年度の利用者は18人で、令和５年度以降増加を続けています。市外の事業所の利用が多くなっています。

図表３－12　就労定着支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	23	14	17	20
	実績	12	13	18	22
事業所数（か所）		13	16	18	20
うち市内事業所数（か所）		1	1	2	2

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(9)　療養介護の利用状況

医療と常時の介護が必要な身体障がいのある人に、病院等において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う療養介護については、令和７年度の利用者は19人で、計画どおり推移しています。

図表３－13　療養介護の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	18	19	19	19
	実績	19	19	19	19
事業所数（か所）		4	4	4	4
うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

(10) 短期入所の利用状況

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所については、令和７年度の実績は、福祉型は32人、175日となっており、令和６年度に比べ増加しました。医療型は８人、44日となっており、計画をわずかに下回って推移しています。

図表３－14　短期入所の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分			第６期	第７期		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
福祉型	利用者数（人）	計画	52	26	28	30
		実績	25	25	32	32
	利用日数合計（日）	計画	312	156	168	180
		実績	130	117	175	180
	事業所数（か所）		25	33	35	35
	うち市内事業所数（か所）		5	9	8	8
医療型	利用者数（人）	計画	10	9	10	11
		実績	9	9	8	9
	利用日数合計（日）	計画	55	54	60	66
		実績	41	49	44	44
	事業所数（か所）		2	2	2	2
	うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

3 居住系サービス

(1)　自立生活援助の利用状況

障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助については、これまでのところ利用実績はありません。

図表３－15　自立生活援助の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	2	1	2	2
	実績	0	0	0	0
うち精神障がいのある人（人）	計画	2	1	2	2
	実績	0	0	0	0
事業所数（か所）		0	0	0	0
うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

(2)　共同生活援助の利用状況

障がいのある人が、グループホームと呼ばれる住居で共同生活を行いながら、食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護を受ける共同生活援助については、令和７年度の利用者は232人、うち精神障がいのある人が71人と増加しており、いずれも計画を上回っています。

図表３－16　共同生活援助の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	122	190	210	230
	実績	176	211	232	255
うち精神障がいのある人（人）	計画	33	55	60	65
	実績	51	62	71	81
事業所数（か所）		85	111	119	127
うち市内事業所数（か所）		15	16	18	20

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　施設入所支援の利用状況

施設に入所している人に対して、主に夜間に、入浴や排せつ、食事等の介助・支援を行う施設入所支援については、令和７年度の利用者は70人で、計画をわずかに上回って推移しています。

図表３－17　施設入所支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	64	67	66	65
	実績	67	69	70	71
事業所数（か所）		23	23	22	23
うち市内事業所数（か所）		2	2	2	2

（注）令和８年度実績は見込み

4　相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、地域定着支援は居宅において単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための各種の支援をすることをいいます。令和７年度の利用者は、計画相談支援が164人、地域移行支援が３人で、地域定着支援の利用はありません。

図表３－18　相談支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援（人）	計画	185	160	180	200
	実績	150	164	164	179
地域移行支援（人）	計画	2	2	2	3
	実績	3	2	3	3
うち精神障がいのある人（人）	計画	2	2	2	2
	実績	2	2	3	3
地域定着支援（人）	計画	3	2	2	3
	実績	0	0	0	0
うち精神障がいのある人（人）	計画	3	2	2	2
	実績	0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

Ⅲ－２　地域生活支援事業

1　必須事業

(1)　理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいについての理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。具体的には研修会の開催や広報の特集記事掲載、ヘルプマークの啓発などを行っています。

(2)　自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図っています。

(3)　相談支援事業

①　障害者相談支援事業

市内５事業所、市外２事業所に委託して相談支援事業を実施しています(図表３－19)。

令和７年度の相談件数は19,158件で、毎年増加を続けており、特に令和７年度には大幅に増加しました。主な相談内容としては、各種障がいについての知識や具体的な対応方法の相談支援、制度の説明、サービス提供事業所との連絡調整です。

また、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図っています(図表３－20)。

図表３－19　相談支援事業所の一覧

事 業 所 名
○ふれあい総合相談支援センター ○相談支援事業ハートランド小牧の杜 ○地域活動支援センター本庄プラザ ○サンフレンド障害者生活支援センター ○相談支援事業所アザレアフォルテ ○希楽里（市外） ○せせらぎ（市外）

音声コード
貼付予定

図表３－20　相談支援事業の計画と実績（年間）

区　分			第６期	第７期		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	事業所数（か所）	計画	7	7	7	7
		実績	7	7	7	7
	相談件数（件）	計画	12,099	19,000	19,500	20,000
		実績	14,844	15,642	19,158	19,279
基幹相談支援センター（か所）		計画		1	1	1
		実績	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		計画	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施	実施

（注）令和８年度実績は見込み

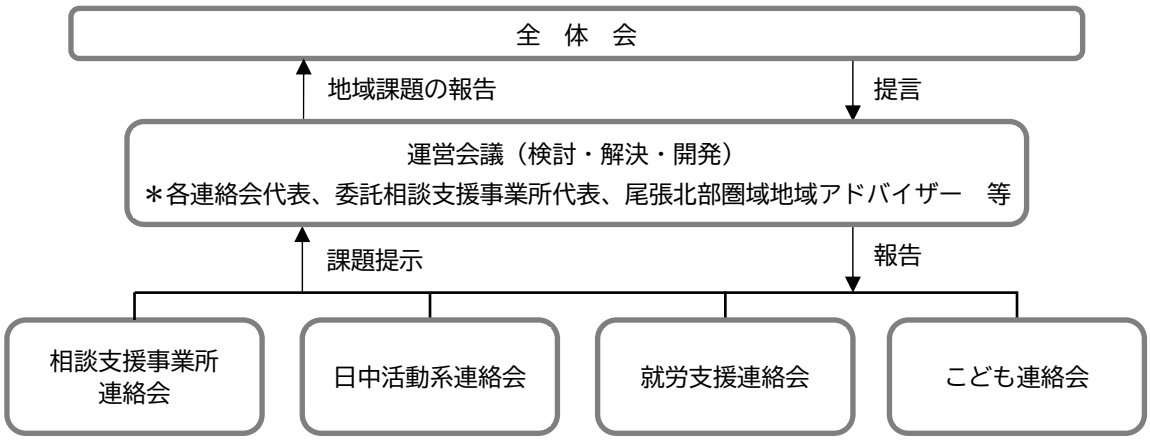
②　障害者自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場であり、全体会については令和８年度には２回開催しました。

協議会の委員は、障がい者団体、民生委員、福祉施設、医師会、関係行政機関、学識経験者等の関係者で構成しています。

市においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加を促進するとともに、毎年障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図っています。

図表３－21　小牧市障害者自立支援協議会



図表３－22　小牧市障害者自立支援協議会の計画と実績

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立支援協議会（定例会議）（回）	計画		3	3	3
	実績	3	3	3	2
自立支援協議会（専門部会）（設置数）	計画		4	4	4
	実績	4	4	4	4

音声コード貼付予定

(4)　成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の権利を守る重要な制度として、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行っています。令和７年度の利用は18人で、計画を上回っています。

図表３－23　成年後見制度利用促進事業の計画と実績（年間）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業（件）	計画	6	10	12	14
	実績	12	21	18	23

（注）令和８年度実績は見込み

(5)　意思疎通支援事業

手話通訳者等の派遣や、市役所に手話通訳者等を設置して相談支援を行う意思疎通支援事業については、令和７年度の利用者は、手話通訳者派遣事業が11人、要約筆記者派遣事業が４人です。手話通訳登録者数は13人、要約筆記登録者数は15人となっています。

図表３－24　意思疎通支援事業の計画と実績（年間）

区　分			第６期	第７期		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①手話通訳者設置事業 設置者数（人）		計画	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1
②手話通訳者派遣事業	利用者数（人）	計画	12	13	15	17
		実績	15	11	11	12
	利用件数（件）	計画	108	221	255	289
		実績	149	81	76	102
③要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	計画	8	5	7	9
		実績	6	4	4	5
	利用件数（件）	計画	80	125	175	225
		実績	99	89	82	90
手話通訳登録者数（人）		計画	12	13	14	14
		実績	13	13	13	13
要約筆記者登録者数（人）		計画	17	16	17	17
		実績	16	16	15	16

（注）１　令和８年度実績は見込み
　　２　手話通訳登録者数および要約筆記者登録者数は年度末時点の人数

音声コード
貼付予定

(6)　日常生活用具給付等事業

障がいの特性に応じて必要な用具を給付する日常生活用具給付等事業については、排せつ管理支援用具が多くなっています（図表３－25)。

主な用具の種類は、「ストーマ用装具」「紙おむつ」です。

図表３－25　日常生活用具給付等事業の計画と実績（年間）

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①介護・訓練支援用具（件）	計画	4	5	6	7
	実績	2	9	8	8
②自立生活支援用具（件）	計画	23	20	21	22
	実績	18	23	20	20
③在宅療養等支援用具（件）	計画	32	33	35	37
	実績	25	23	28	25
④情報・意思疎通支援用具（件）	計画	18	19	21	23
	実績	14	16	12	14
⑤排せつ管理支援用具（件）	計画	4,048	3,850	3,900	3,950
	実績	3,535	3,814	3,615	3,654
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)（件）	計画	6	2	3	4
	実績	3	3	3	3

（注）令和８年度実績は見込み

(7)　手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図るための手話奉仕員養成研修を実施しています。

図表３－26　手話奉仕員養成研修事業の計画と実績（年間）

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成研修修了者（人）	計画	15	－	12	－
	実績	10	－	9	－

（注）講座は２年に１回開催

音声コード
貼付予定

(8)　移動支援事業

社会参加のための外出支援である移動支援事業の利用状況をみると、令和７年度は１か月あたりの利用者数が151人、利用時間は2,063時間と増加を続けており、計画を上回っています。

図表３－27　移動支援事業の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	139	130	140	150
	実績	122	140	151	200
利用時間合計（時間）	計画	2,504	1,690	1,820	1,950
	実績	1,807	1,656	2,063	2,172

（注）令和８年度実績は見込み

(9)　地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりするもので、令和７年度は１か月あたり62人が利用しています。

図表３－28　地域活動支援センター事業の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	61	68	74	76
	実績	65	64	62	61
利用日数合計（日）	計画	639	544	592	608
	実績	511	493	447	418

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

2 任意事業

(1)　訪問入浴サービス事業

令和７年度の訪問入浴サービスの１か月あたりの利用者数は10人、利用回数は54回となっており、計画を下回っています。

なお、令和５年度より１か月あたりの利用上限回数等の制度変更を実施しています。

図表３－29　訪問入浴サービス事業の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	11	13	14	15
	実績	11	10	10	12
利用回数合計（回）	計画	49	65	70	75
	実績	53	53	54	57

（注）令和８年度実績は見込み

(2)　日中一時支援事業

介護者の一時的な休息や就労時間等の確保等のため、障がいのある人の日中の活動の場を提供する日中一時支援事業については、令和７年度の１か月あたりの利用者数は88人、利用日数は707日で、令和５年度以降増加を続けており、計画を大きく上回っています。

図表３－30　日中一時支援事業の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	86	55	56	57
	実績	54	72	88	112
利用日数合計（日）	計画	602	495	504	513
	実績	457	614	707	882

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　社会参加促進事業

令和７年度は、自動車の改造に要する経費の助成は３人、更生訓練費給付は29人が利用しており、自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成の利用はありませんでした。

図表３－31　社会参加促進事業の計画と実績（年間）

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業（人）	計画	3	7	7	7
	実績	10	5	0	5
身体障害者用自動車改造費助成事業（人）	計画	4	5	5	5
	実績	7	5	3	5
更生訓練費給付事業（人）	計画	13	13	14	15
	実績	11	22	29	36

（注）令和８年度実績は見込み

(4)　スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション事業は、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションを通じ、明朗・快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、社会的更生を図り、心身障がい者（児）に対する住民の積極的な協力により、住み良い環境づくりを促進することを目的としています。令和７年度の利用者数は205人、利用日数は71日です。

図表３－32　スポーツ・レクリエーション事業の計画と実績

区　　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加者数（人）	計画	415	250	300	350
	実績	204	235	205	200
ボランティア数（人）	計画	215	80	100	120
	実績	69	79	71	70

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(5)　活躍支援事業

障がいのある人等の作品展などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うことで、障がいのある人等の社会参加の促進を図っています。

図表３－33　活躍支援事業の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市が主催、または後援する芸術作品を発表する機会に出展した障がいのある人の人数（人）	計画		140	150	160
	実績	102	102	119	120

（注）令和８年度実績は見込み

(6)　発達障害児者及び家族等支援事業

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などが、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応がとれるよう、ペアレントトレーニング等の支援プログラムやピアサポート活動を令和７年度より実施し、学びの確保に努めています。

また、ペアレントメンターについては、令和７年度には０人となっていますが、令和８年度は１人養成する見込みです。

図表３－34　発達障害児者及び家族等支援事業の計画と実績

区　分		第６期	第７期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	計画		1	2	2
	実績	0	0	13	10
ペアレントメンターの人数（人）	計画	3	1	2	2
	実績	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）	計画		1	2	2
	実績	0	0	13	10

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

Ⅲ－３　障がい児支援

1　障害児通所支援

(1)　児童発達支援

児童発達支援は、障がいのある未就学の児童が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。令和７年度の利用児数は267人、利用日数は3,100日と計画を上回り、増加が続いています。また、市外事業所の利用も多くなっています。

図表３－35　児童発達支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用児数（人）	計画	129	220	240	260
	実績	214	241	267	298
利用日数合計（日）	計画	1,532	2,640	2,880	3,120
	実績	2,489	2,958	3,100	3,466
事業所数（か所）		54	57	67	75
うち市内事業所数（か所）		24	28	31	35

（注）令和８年度実績は見込み

(2)　放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後や夏休みなどの長期期間中の居場所を提供する放課後等デイサービスについては、令和７年度の利用児数は602人、利用日数は8,017日と計画を上回り、増加が続いています。また、市外事業所の利用も多くなっています。

図表３－36　放課後等デイサービスの計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用児数（人）	計画	436	540	580	620
	実績	493	549	602	666
利用日数合計（日）	計画	5,691	7,290	7,830	8,370
	実績	6,546	7,444	8,017	8,875
事業所数（か所）		101	101	106	109
うち市内事業所数（か所）		36	39	44	49

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。令和７年度の利用児数は１人、利用日数は２日です。

図表３－37　居宅訪問型児童発達支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用児数（人）	計画	2	1	2	2
	実績	0.2	0.3	1	2
利用日数合計（日）	計画	2	2	4	4
	実績	0.3	0.6	2	5
事業所数（か所）		1	1	1	1
うち市内事業所数（か所）		0	0	0	0

（注）令和８年度実績は見込み

(4)　保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援については、令和７年度の利用児数は32人、利用日数は79日と増加しており、計画を上回っています。

図表３－38　保育所等訪問支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用児数（人）	計画	2	16	18	20
	実績	13	21	32	50
利用日数合計（日）	計画	4	40	45	50
	実績	28	47	79	133
事業所数（か所）		3	5	3	4
うち市内事業所数（か所）		2	2	2	2

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。令和７年度は105人となっています。

図表３－39　障害児相談支援の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用児数（人）	計画	81	90	110	130
	実績	84	113	105	119

（注）令和８年度実績は見込み

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和７年度には６人配置しています。

図表３－40　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
配置数（人）	計画	1	3	4	5
	実績	2	4	6	6

（注）令和８年度実績は見込み

音声コード
貼付予定

3 子ども・子育て支援

(1) 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

令和７年度における保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れは、３歳未満児が22人、３歳以上児が167人となっています。

図表３－41　保育園等における障がいのある児童の受け入れ

区　分			第２期	第３期		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育園	３歳未満（人）	計画	5	14	15	16
		実績	14	13	22	12
	３歳以上（人）	計画	34	125	126	127
		実績	126	137	162	160
認定こども園	３歳未満（人）	計画	0	1	2	3
		実績	0	0	0	0
	３歳以上（人）	計画	1	1	2	3
		実績	1	1	5	3

（注）加配のついている在園児数を計上（小規模保育事業に在園する加配児童を含む）

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

令和７年度における放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れは、低学年児童が59人、高学年児童が20人となっています。

図表３－42　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

区　分			第２期	第３期		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
放課後児童健全育成事業	低学年（人）	計画	5	33	35	37
		実績	31	25	59	94
	高学年（人）	計画	6	25	27	29
		実績	23	20	20	48

（注）通年利用児童に限らず、すべての利用児童を対象としている

音声コード
貼付予定

4 あさひ学園

「あさひ学園」では、就学前の障がいのある児童や、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。令和７年度の利用者数は、412人となっています。

図表３－43　あさひ学園の計画と実績（年間における１か月あたりの平均）

区　分		第２期	第３期		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人）	計画	543	490	500	510
	実績	486	453	412	450

（注）通年利用児童に限らず、すべての利用児童を対象としている

音声コード
貼付予定

Ⅲ－４　第７期小牧市障がい福祉計画・第３期小牧市障がい児福祉計画の数値目標の実績と評価

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和８年度末までに、令和４年度末の施設入所者数69人のうち、５人（7.2%）が地域での生活に移行し、施設入所者数が65人になることを目標としましたが、令和７年度末時点の地域生活移行者数は４人、施設入所者数は68人となっています。

図表３－44　福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標と実績

基準値		成果目標		
令和４年度末の施設入所者数	69人	令和８年度末までの地域生活移行者数	目標	５人（7.2%）
			実績	４人（5.8%）
		令和８年度末時点の施設入所削減者数	目標	４人（5.8%）
			実績	１人（1.4%）
		令和８年度末時点の施設入所者数	目標	65人
			実績	68人

（注）「実績」は令和７年度

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、小牧市障害者自立支援協議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として活用しています。令和８年度の協議の場の開催回数は２回、参加者数は15人となっています。なお、協議の場における目標設定及び評価は実施していません。

図表３－45　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標と実績

活動指標		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	目標	3	3	3
	実績	3	3	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	目標	13	13	13
	実績	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	目標	1	1	1
	実績	0	0	0

音声コード
貼付予定

3 地域生活支援の充実

(1)　地域生活支援の充実

本市においては、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制のさらなる充実をめざし、令和７年度より地域生活支援拠点事業所登録制度を新設したことにより、令和８年度時点で10か所整備しています。地域生活支援拠点の機能の充実を図るための運用状況の検証・検討については未実施です。

図表３－46　地域生活支援の充実の目標と実績

基準値		成果目標		
地域生活支援拠点	１か所	令和８年度末までに１つ以上確保	目標	１か所
			実績	10か所
		運用状況の検証・検討	目標	年１回
			実績	未実施

(2)　強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進しています。

図表３－47　強度行動障がいを有する者への支援体制の充実の目標と実績

成果目標		
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	目標	実施
	実績	実施
強度行動障がいを有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	目標	整備
	実績	整備

（注）「実績」は令和７年度

音声コード
貼付予定

4　福祉施設から一般就労への移行等

(1)　福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行者の令和７年度実績は、全体では令和３年度から13人増加し33人（1.65倍）となっています。サービスの種類別にみると、就労移行支援は11人増の15人(3.75倍)、就労継続支援Ａ型は増減なしの10人(1.00倍)、就労継続支援Ｂ型は２人増の８人（1.33倍）となっています。

また、就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所については、令和７年度時点で100％となっています。

図表３－48　福祉施設から一般就労への移行者の目標と実績

基準値		成果目標		
令和３年度の一般就労移行者数		令和８年度の一般就労移行者数		
全　体	20人	全　体	目標	34人（1.70倍）
			実績	33人（1.65倍）
就労移行支援	４人	就労移行支援	目標	13人（3.25倍）
			実績	15人（3.75倍）
就労継続支援Ａ型	10人	就労継続支援Ａ型	目標	12人（1.20倍）
			実績	10人（1.00倍）
就労継続支援Ｂ型	６人	就労継続支援Ｂ型	目標	９人（1.50倍）
			実績	８人（1.33倍）

（注）「実績」は令和７年度

図表３－49　就労移行支援事業の向上の目標と実績

成果目標		
就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	目標	100%
	実績	100%

（注）「実績」は令和７年度

音声コード
貼付予定

(2)　就労定着支援事業の利用者の増加

令和８年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を20人以上にすることを目標としていましたが、令和７年度に一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者は19人となっています。

図表３－50　就労定着支援事業の利用者の増加の目標と実績

基準値		成果目標		
令和３年度の就労定着支援事業における利用者数	14人	令和８年度末の就労定着支援事業の利用者数	目標	20人以上
			実績	19人

（注）「実績」は令和７年度

(3)　就労定着支援事業所の就労定着率の上昇

就労定着支援事業所については、就労定着率※が70％以上の事業所の割合を100％とすることを目標としています。市内事業所は令和７年度時点で２か所であり、うち就労定着率が70％以上の事業所は50％（１か所）です。

※就労定着率とは、過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいう。

図表３－51　就労定着支援事業所の就労定着率の上昇

成果目標		
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合	目標	100%
	実績	50%

（注）「実績」は令和７年度

音声コード
貼付予定

5　障がい児支援の提供体制の整備等

(1)　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和７年度末現在、市内には児童発達支援センターが２か所、保育所等訪問支援事業所が３か所整備されています。令和５年度に比べ、保育所等訪問支援事業所が１か所増加しています。

図表３－52　児童発達支援センターの設置の目標と実績

基準値		成果目標		
令和５年度における児童発達支援センター	２か所	令和８年度末の設置数	目標	２か所
			実績	２か所

（注）「実績」は令和７年度

図表３－53　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築の目標と実績

基準値		成果目標		
令和５年度の保育所等訪問支援の事業所数	２か所	令和８年度末の事業所数	目標	３か所
			実績	３か所

（注）「実績」は令和７年度

(2)　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所は、市内には令和７年度末時点で、それぞれ４か所整備されています。令和５年度に比べると、１か所ずつ増加しています

図表３－54　重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の目標と実績

基準値		成果目標		
令和５年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	３か所	令和８年度末の事業所数	目標	３か所
			実績	４か所
令和５年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	３か所	令和８年度末の事業所数	目標	３か所
			実績	４か所

（注）「実績」は令和７年度

音声コード
貼付予定

(3)　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、令和７年度末時点で６人配置しています。

図表３－55　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置の目標と実績

基準値		活動指標		
令和５年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和８年度末の協議の場	目標	設置
			実績	設置
令和５年度の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	２人	令和８年度末のコーディネーター配置数	目標	５人
			実績	６人

（注）「実績」は令和７年度

音声コード
貼付予定

6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図っています。

さらに、「相談支援（断らない相談支援体制）」「地域づくりに向けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を推進しています。

図表３－56　基幹相談支援センターの設置の目標と実績

基準値		成果目標		
令和５年度における基幹相談支援センター	設置	令和８年度末の設置	目標	設置
			実績	設置

（注）「実績」は令和７年度

図表３－57　基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化の目標と実績

活動指標		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標	4	4	4
	実績	54	28	36
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	目標	4	4	4
	実績	4	0	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標	4	4	4
	実績	24	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	目標	1	1	1
	実績	0	0	0
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	目標	1	1	1
	実績	1	2	3

図表３－58　協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善の目標と実績

活動指標			令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数（頻度）（回）	目標	3	3	3
		実績	4	5	4
	参加事業者・機関数（か所）	目標	30	30	30
		実績	12	12	12
協議会の専門部会	設置数（部会）	目標	4	4	4
		実績	4	4	4
	実施回数（回）	目標	13	13	13
		実績	9	9	7

音声コード
貼付予定

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加を促進するとともに、毎年障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図っています。

図表３－59　障害福祉サービスの質を向上させるための取組の目標と実績

活動指標		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数（人）	目標	2	2	2
	実績	3	7	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（回）	目標	1	1	1
	実績	1	1	1

音声コード
貼付予定

Ⅳ　基本的な考え方

1　基本的な考え方

(1)　計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法は、障害者権利条約を踏まえて改正された障害者基本法の目的や基本原則に則った考え方が示されています。

○全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって（中略）障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する。

児童福祉法では、児童の権利に関する条約を踏まえた考え方が示されています。

①全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
②全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
③児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
④国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、令和５年４月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法です。基本理念として次の内容があげられています。

①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
②全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

音声コード
貼付予定

本市においても、障害者総合支援法、児童福祉法、こども基本法の考え方等を踏まえ、次に掲げる点に配慮した計画としています。

①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。

③地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。
また、地域の支援体制を構築する上では、様々な障がい特性に応じた支援体制の構築が重要であることから、そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえて、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成を図ります。

④地域の課題が複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的・重層的な支援体制の整備に取り組みます。
〇地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
〇上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
〇ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、本人とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。
さらに、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
加えて、人工呼吸器を装着している障がいのある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

音声コード
貼付予定

⑥「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。
また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。
さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「手話に関する施策の推進に関する法律」等を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

⑦近年の災害発生状況や、感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための情報共有や事業継続力強化の体制整備などを促進します。

(2)　サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1)の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

①必要とされる訪問系サービスの保障
②希望する障がいのある人等への日中活動系サービス等の保障
③様々なニーズに対応するグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
⑤強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実
⑥高次脳機能障がいがある障がい者に対する支援
⑦依存症対策の推進
⑧災害や感染症対策に係る体制整備

音声コード
貼付予定

(3)　相談支援に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携により、障がい種別にかかわらず対応できる相談支援体制の強化を図るとともに、相談者の不安の解消に資するためのピアサポートの実施に努めます。また、障がいのある人やその保護者等が自身で策定する障害福祉サービス等利用計画案および障害児支援利用計画案（以下、「セルフプラン」という。）のうち、身近な地域に相談支援事業者や障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプラン（以下、「のぞまないセルフプラン」という。）の解消に向けて、相談支援体制の確保に努めます。

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるよう、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障がい者等に対する支援に関して、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、小牧市障害者自立支援協議会の機能を強化し、課題の把握と支援体制の整備に取り組んでいきます。

(4)　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

①重層的な地域支援体制の構築
②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
③地域社会への参加・インクルージョンの推進
④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
　〇重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実等
　〇強度行動障がいの状態にある児や高次脳機能障がいがある障がい児に対する支援体制の充実
　〇虐待を受けた障がいのある児童に対する支援体制の整備
⑤障害児相談支援等の提供体制の確保
⑥障がい児支援における人材育成の推進

音声コード
貼付予定

(5)　障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的な考え方

労働力人口の減少が見込まれる一方、障がいのある人の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的な障害福祉サービス等の提供と様々な障がい福祉に関する事業を実施するために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図ります。

また、質の高い障害福祉サービス等を効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組の充実を図ります。

音声コード
貼付予定

2 基本指針に基づく目標

基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和11年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。

図表４－１　基本指針における成果目標

区　　分	成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和７年度末施設入所者の６％以上 ・施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ・精神病床における１年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者） ・退院患者の精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下**【新規】** ・心のサポーター数：令和15年度末までに全国で100万人以上**【新規】** ・Ｋ６により住民のこころの状態を把握**【新規】**
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上 ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上**【新規】** ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
④障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域**【新規】** ・インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域**【新規】** ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県 ・難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）

音声コード
貼付予定

	・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保:各市町村又は圏域 ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置:各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画） ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置:各都道府県・政令市 ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域**【新規】** ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備:各都道府県（必要に応じて政令市）**【新規】**
⑤地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする**【新規】**
⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置**【新規】** ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置**【新規】** ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする**【新規】**

資料:厚生労働省「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要」を基に作成

音声コード
貼付予定

3　本計画の成果目標

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

① 令和11年度末までに、令和７年度末の施設入所者数68人のうち、５人（7.4%）が地域での生活に移行できるように努めます。

② 令和11年度末時点の施設入所者数は、令和７年度末施設入所者数68人から４人（5.9%）減少した64人とします。

図表４－２　福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和７年度末の施設入所者数	68人	令和11年度末までの地域生活移行者数	５人（7.4%）	６%以上
		令和11年度末時点の施設入所削減者数	４人（5.9%）	５%以上
		令和11年度末時点の施設入所者数	64人	

(2)　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

小牧市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、小牧市障害者自立支援協議会を活用しており、今後も同協議会において協議していくこととします。

また、県や関係市町と連携しながら、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」の養成や、住民の心理的ストレスを含む精神的な状況の把握に努めます。

図表４－３　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数（回）	1	1	1

音声コード
貼付予定

（3） 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労への移行者数は、全体では43人とすることを目標とします。就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表４－４のとおりとします。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、市内のすべての就労移行支援事業所について、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上となることを目指します。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めます。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針により、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めます。

図表４－４　福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和６年度の一般就労移行者数		令和11年度の一般就労移行者数		令和11年度の一般就労移行者数
全体	28人	全体	43人（1.54倍）	全体：1.31倍
就労移行支援	11人	就労移行支援	15人（1.36倍）	就労移行支援：1.14倍
就労継続支援Ａ型	10人	就労継続支援Ａ型	16人（1.60倍）	就労継続支援Ａ型：1.52倍
就労継続支援Ｂ型	７人	就労継続支援Ｂ型	12人（1.71倍）	就労継続支援Ｂ型：1.67倍

図表４－５　就労移行支援事業の向上

成果目標		（参考）基本指針
就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	100%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とする

音声コード
貼付予定

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和11年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を23人以上とすることを目標とします。

図表４－６　就労定着支援事業の利用者数

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和６年度の就労定着支援事業の利用者数	15人	令和11年度の就労定着支援事業の利用者数	23人以上	就労定着支援事業の令和11年度の利用者数を、令和６年度の実績の1.47倍以上とする

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の上昇

就労定着支援事業所については、就労定着率が70％以上の事業所の割合を100％とすることを目標とします。

図表４－７　就労定着支援事業所の就労定着率の上昇

成果目標		（参考）基本指針
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70％以上の事業所の割合	100％	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70％以上の事業所を全体の25％以上とする

④ 就労選択支援事業の利用者数の増加

令和11年度における就労選択支援事業の利用者数については、令和９年４月より新たに就労継続支援Ａ型を利用する場合や、標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合に原則利用が必要となることを踏まえ、15人とすることを目標にします。

図表４－８　就労選択支援事業の利用者数の増加

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和７年度の就労選択支援事業の利用者数	１人	令和11年度の就労選択支援事業の利用者数	15人	令和11年度の就労選択支援を利用する障がいのある人の数を全国で82,000人以上とする

音声コード
貼付予定

（4）　障がい児支援の提供体制の整備等

①　地域における障がい児支援体制の整備

あさひ学園と市内の民間事業者による２か所の児童発達支援センターにおいて、４つの中核的な支援機能の確保を目指します。さらに、市・あさひ学園・児童発達支援センター･保健センター等､関係機関と連携して､地域の支援体制の充実を図ります。

また､市内にはすでに民間事業者による保育所等訪問支援事業所が３か所あるため､それらを活用しながら、包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を進めていきます。

今後も、小牧市における保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として小牧市障害者自立支援協議会を位置づけ､連携強化に向けた協議を行います。

図表４－９　児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能の確保

成果目標		（参考）基本指針
４つの中核的な支援機能を有する児童発達支援センター	２か所	令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保すること (1)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

図表４－10　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和８年度の保育所等訪問支援の事業所数	３か所	令和11年度末の事業所数	３か所	各市町村、児童発達支援センター、地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら､インクルージョンを推進する体制を構築する

図表４－11　保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

成果目標		（参考）基本指針
保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置	令和11年度末までに、市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する

音声コード
貼付予定

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

市内にはすでに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所があり、民間事業者が運営しています。国の基本指針にあげられている「令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保」という成果目標は達成できています。引き続き、運営事業者等と情報共有等を行っていきます。

今後は、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等、関係機関と連携して、重症心身障害児の地域の支援体制の充実を図ります。

図表４－12　重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和８年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	４か所	令和11年度末の事業所数	４か所	令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に１か所以上確保する
令和８年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	４か所	令和11年度末の事業所数	４か所	

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

小牧市における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、引き続き小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用していきます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和８年度時点で６人配置しており、今後は保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関においても配置できるよう、養成に努めていきます。

図表４－13　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和８年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和11年度末の協議の場	設置	令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
令和８年度の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	６人	令和11年度末のコーディネーター配置数	９人	

音声コード貼付予定

④　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

地域において多様な状況にある障がいのある児童やその家族を支援するために、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等の関係機関が連携することで、伴走的な相談支援体制を確保します。

図表４－14　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

成果目標		（参考）基本指針
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制	確保	令和11年度末までに、各市町村において、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する

(5)　地域生活支援の充実

①　地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点については、地域生活支援拠点事業所登録制度を導入したことにより増加し、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）にて10か所整備済み（令和８年４月１日時点）となっています。体験の場や機会、緊急時の受入・対応などの高いニーズに応えるため、更なる体制の強化と機能の充実を図ります。また、自立支援協議会にて定期的に運用状況の検証・検討を行っていきます。

図表４－15　地域生活支援拠点の整備

基準値		成果目標		（参考）基本指針
地域生活支援拠点の整備	10か所	令和11年度までに整備	13か所	令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備する
		拠点コーディネーターの配置	１人配置	拠点コーディネーターを配置すること及び年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する
		運用状況の検証・検討	年１回	

②　強度行動障がいの状態にある者への支援体制の充実

強度行動障がいの状態にある者の支援体制の充実を図るため、引き続き支援ニーズの把握と、ニーズに基づく地域の関係者が連携した支援体制の整備を推進します。

図表４－16　強度行動障がいの状態にある者への支援体制の充実

成果目標		（参考）基本指針
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	実施	令和11年度末までに、各市町村において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する
強度行動障がいを有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	

音声コード貼付予定

(6)　相談支援体制の充実・強化等

①　相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化や協議会の運営への関与等により、地域の相談支援体制の整備を推進します。

また、地域生活支援拠点等や委託相談支援事業所と連携し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

図表４－17　基幹相談支援センターの設置

基準値		成果目標		（参考）基本指針
令和８年度における基幹相談支援センター	設置	令和11年度末の設置	設置	令和11年度末までに、すべての市町村において基幹相談支援センターを設置

図表４－18　基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化

活動指標	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	3	3	3
管内すべての相談支援事業所のうち、基幹相談支援センターの人材育成等の取り組みに参加する相談支援事業所の割合（%）	100	100	100
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有	有	有

図表４－19　協議会における個別事例の検討を通じた地域における課題解決に向けた取組

活動指標		令和９年度	令和10年度	令和11年度
協議会の実施回数（回）		2	2	2
協議会の専門部会	設置数（部会）	4	4	4
	実施回数（回）	7	7	7
地域における障がいのある人の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数（件）		4	4	4

音声コード
貼付予定

② のぞまないセルフプランの解消

セルフプランに関する現状分析を行うとともに、相談支援事業所へつなげるなど相談支援体制の充実を図ることで、令和11年度末におけるのぞまないセルフプランの件数を０件とすることを目標にします。

図表４－20　のぞまないセルフプランの件数

成果目標		（参考）基本指針
令和11年度末におけるのぞまないセルフプランの件数	０件	令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数を０にする

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、小牧市障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

図表４－21　障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員参加人数（人）	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（回）	1	1	1

音声コード
貼付予定

Ⅴ　サービス利用量の見込みと確保策

Ⅴ－１　障害福祉サービス

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（Ａ型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をするとともに、ひとり暮らし等への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

音声コード
貼付予定

サービスの種類		サービスの内容
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

1 訪問系サービス

訪問系サービス量の見込の基本的な考え方としては、令和６～８年度の利用者数、利用時間等の増減を参考として、入所・入院者の地域移行などを踏まえて見込みました（図表５－１）

■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表５－１　訪問系サービス利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用者数（人）	400	428	456	484
	利用時間合計（時間）	14,759	15,408	16,416	17,424
重度訪問介護	利用者数（人）	10	11	12	13
	利用時間合計（時間）	2,208	2,475	2,700	2,925
同行援護	利用者数（人）	10	11	12	13
	利用時間合計（時間）	131	143	156	169
行動援護	利用者数（人）	5	6	7	8
	利用時間合計（時間）	226	360	420	480

（注）令和８年度は見込み

なお、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく市内及び近隣市にも事業所がないため、令和９年度から令和11年度の計画期間内のサービス利用量の見込みは０としますが、サービスの利用を制限するものではありません。

音声コード
貼付予定

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

居宅介護	今後支援を受けて自立生活を希望する人や介護者の高齢化等に伴い利用を希望する人、また介護併給者等の増加に伴う利用量増を踏まえ、令和11年度の１か月あたりの利用者数は484人、利用時間合計は17,424時間になると見込みました。 利用量の増加に対応するため、事業所参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
重度訪問介護	利用者数の増加や利用者の障がいの状況の変化等を勘案し、令和11年度の１か月あたりの利用者数は13人、利用時間合計は2,925時間と見込みました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
同行援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は13人、利用時間数合計は169時間としました。 概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
行動援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は８人、利用時間数合計は480時間としました。 概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。

2　日中活動系サービス

日中活動系サービス量の見込の基本的な考え方としては、令和６～８年度の利用者数、利用日数等の増減を参考として、入所・入院者の地域移行、事業所の整備計画などを踏まえて見込みました（図表５－２）。

■国の基本指針

＜生活介護＞　①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数、⑤平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。

＜自立訓練（機能訓練）＞　①～③、⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜自立訓練（生活訓練）＞　①～⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労選択支援＞　障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜就労移行支援＞　①～⑤、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、復職を希望する休職者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労継続支援Ａ型＞　①～⑤、就労継続支援Ａ型の利用者の一般就労への移行者数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

＜就労継続支援Ｂ型＞　①～⑤、就労継続支援Ｂ型の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。設定に当たっては、区域内の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

＜就労定着支援＞　①、②、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜療養介護＞　①、②等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜短期入所＞　①～⑤を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。

音声コード貼付予定

図表５－２　日中活動系サービス利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分			令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
生活介護		利用者数（人）	334	339	343	348
		利用日数合計（日）	6,412	6,441	6,517	6,612
自立訓練（機能訓練）		利用者数（人）	2	2	2	2
		利用日数合計（日）	7	10	10	10
自立訓練（生活訓練）		利用者数（人）	20	22	24	26
		精神障がいのある人	16	17	18	19
		利用日数合計（日）	248	264	288	312
就労選択支援		利用者数（人）	4	9	12	15
就労移行支援		利用者数（人）	42	43	44	45
		利用日数合計（日）	640	645	660	675
就労継続支援Ａ型		利用者数（人）	165	168	171	174
		利用日数合計（日）	2,891	3,024	3,078	3,132
就労継続支援Ｂ型		利用者数（人）	492	567	642	717
		利用日数合計（日）	8,002	9,356	10,593	11,831
就労定着支援		利用者数（人）	22	25	28	31
療養介護		利用者数（人）	19	19	19	19
短期入所	福祉型	利用者数（人）	32	34	37	39
		精神障がいのある人	2	2	3	4
		利用日数合計（日）	180	204	222	234
	医療型	利用者数（人）	9	10	11	12
		精神障がいのある人	0	1	1	1
		利用日数合計（日）	44	50	55	60

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

生活介護	障がい者の高齢化、障がいの重度化等を勘案し、令和11年度の１か月あたりの利用者数は348人、利用日数合計は6,612日を見込みました。現状の体制で供給量は確保できると考えますが、強度行動障がいの状態にある人や医療的ケア者等の重度障がい者に対応できる事業所の増加を促進します。
自立訓練（機能訓練）	利用者数は概ね現状程度で推移すると見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は２人、利用日数合計は10日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
自立訓練（生活訓練）	福祉施設から一般就労への移行を目的とした利用量が増加すると見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は26人、利用日数合計は312日になると見込みました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
就労選択支援	利用者数の動向や特別支援学校の卒業者数に加え、令和９年４月より新たに就労継続支援Ａ型を利用する場合や、標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合に原則利用が必要となることを勘案するとともに、成果目標を踏まえ、令和11年度の１か月あたりの利用者数を15人と見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労移行支援	一般就労を目的としたサービスであることから、利用量は増加すると見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は45人、利用日数合計は675日になると見込みました。就労の場が多い名古屋市等の事業所の利用も多く、供給量は確保されると考えます。
就労継続支援Ａ型	利用者数について、令和５～７年度には減少したものの、令和８年度には増加に転じていることや、特別支援学校の卒業者数を勘案し、令和11年度の１か月あたりの利用者数は174人、利用日数合計は3,132日を見込みました。市外事業所の利用も多く、概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。また、サービスの提供について質を確保しつつ計画的かつ効果的に行われるよう、地域差を是正する必要があるという基本指針の考え方を踏まえ、いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とします。
就労継続支援Ｂ型	特別支援学校の卒業者等が利用するサービスであり、毎年度増加を続けていることから、特別支援学校の卒業者数等を勘案し、令和11年度の１か月あたりの利用者数は717人、利用日数合計は11,831日を見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労定着支援	就労施設から一般就労への移行実績等を勘案するとともに、成果目標を踏まえ、令和11年度の１か月あたりの利用者数を31人と見込みました。市外事業所の利用も多いことから、供給量は確保できると考えます。
療養介護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の１か月あたりの利用者数は19人としました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
短期入所	利用者数が令和６年度以降緩やかな増加傾向にあることから、今後も徐々に増加すると予測し、令和11年度の１か月あたりの利用者数は福祉型39人、医療型12人、利用日数合計は福祉型234日、医療型60日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう、また、強度行動障がいの状態にある人や医療的ケア者等の重度障がい者に対応できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。

音声コード
貼付予定

3 居住系サービス

居住系サービス量のうち、共同生活援助の見込の基本的考え方としては、令和８年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況や令和11年度末における施設・病院からの地域移行者等を参考として見込みました。また、令和11年度末時点の施設入所支援の利用者数は、令和７年度末施設入所者68人から４人減少した64人と見込みました（図表５－３）。

■国の基本指針

<自立生活援助>　現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<共同生活援助>　現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。

<施設入所支援>　令和７年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和11年度末において、令和７年度末時点の施設入所者数の５%以上を削減することとし、令和８年度末において、障害福祉計画で定めた令和８年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

図表５－３　居住系サービス利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	1	2	2
	精神障がいのある人	0	1	2	2
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	255	279	304	329
	精神障がいのある人	81	92	102	113
施設入所支援	利用者数（人）	71	69	67	64

（注）令和８年度は見込み

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

自立生活援助	利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから、移行実績を勘案して、令和11年度の１か月あたりの利用者数を２人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入を促進します。
共同生活援助（グループホーム）	福祉施設の入所や入院から地域生活への移行、保護者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、令和11年度の利用者数は329人になると見込みました。強度行動障がいの状態にある人や医療的ケア者等の重度障がい者が利用できるよう、また、利用者のニーズに対応できるよう、様々なタイプのホームの整備を促進します。
施設入所支援	福祉施設の入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和11年度の１か月あたりの利用者数は令和７年度実績より４人減少を見込み64人としました。

音声コード貼付予定

4 相談支援

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、令和８年度の利用実績を参考とし、必要とする人が利用できるように相談体制の充実を図ることを前提として見込みました。また、地域移行支援、地域定着支援については、令和11年度末における精神病床における１年以上の長期入院患者のうち一定数が地域移行することなどを参考として見込みました（図表５－４）。

■国の基本指針

<計画相談支援>　①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<地域移行支援>　①～③、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

<地域定着支援>　①③、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表５－４　相談支援のサービス利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数（人）	179	189	200	212
地域移行支援	利用者数（人）	3	3	3	3
	精神障がいのある人	3	2	2	2
地域定着支援	利用者数（人）	0	2	2	2
	精神障がいのある人	0	2	2	2

（注）令和８年度は見込み

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

相談支援	計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、毎年必ず利用することを踏まえ、過去の利用状況を参考とするとともに、のぞまないセルフプランの解消等セルフプラン率の適正化を図ることを目標として、令和11年度の１か月あたりの利用者数を212人になると見込みました。 地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの利用実績及び令和11年度末における精神病床における１年以上の長期入院患者のうち一定数が地域移行することなどを勘案し、それぞれ３人、２人と見込みました。 計画相談支援については、障がい者計画の重点施策として位置付け、利用者の増加への対応とのぞまないセルフプランの解消等セルフプラン率の適正化を図るため、事業所の参入、事業拡大を促進します。

音声コード
貼付予定

Ⅴ－２　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、及び⑩地域活動支援センター機能強化事業を必須事業とし、市町村の判断により、自立支援や社会生活に必要な事業（任意事業）を行うことができます。

サービスの種類			サービスの内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業		障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
	相談支援事業	障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置するなど、相談支援機能の強化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。
	意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業		重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
	移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業		障がいのある人が通い、創作活動又は生産活動を行う機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
任意事業	訪問入浴サービス事業		家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業		障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。
	社会参加促進事業		自動車運転免許取得・改造に要する費用の助成、更生訓練費の給付を行います。
	スポーツ･レクリエーション事業		交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のためのレクリエーション教室や運動会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進します。
	芸術文化活動振興事業		障がいのある人等の芸術文化活動を振興することにより、障がいのある人等の社会参加を促進します。

音声コード
貼付予定

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業を行っていきます。具体的には研修会の開催や広報の特集記事掲載、ヘルプマークの普及啓発などを行うことで、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

市内５事業所、市外２事業所に委託して実施しており、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

小牧市障がい者基幹相談支援センターにおいて、人材育成や相談支援事業所への支援などの地域の相談支援体制の強化を図るとともに、障がい者虐待に関する相談、医療的ケア児等コーディネーターによる専門的な相談などを行います。住宅入居等支援事業については相談支援事業等で個別に対応しており、単独での実施は予定しておりません。

図表５－５　相談支援事業の利用量の見込み（年間）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	事業所数（か所）	7	7	7	7
	相談件数（件）	19,279	20,000	20,500	21,000
基幹相談支援センター（か所）		1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

(4)　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

図表５－６　成年後見制度利用支援事業の利用量の見込み（年間）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業（件）	23	24	26	28

（注）令和８年度は見込み

(5)　成年後見制度法人後見支援事業

法人後見支援事業については、令和８年度時点では未実施です。今後については、成年後見制度利用促進計画にそって、法人受任実施法人の育成を検討します。

(6)　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表５－７　意思疎通支援事業の利用量の見込み（年間）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①手話通訳者設置事業 設置者数（人）		1	1	1	1
②手話通訳者派遣事業	利用者数（人）	12	13	14	15
	利用件数（件）	102	104	112	120
③要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	5	6	7	8
	利用件数（件）	90	120	140	160
手話通訳登録者数（人）		13	14	14	15
要約筆記者登録者数（人）		16	17	17	18

（注）１　令和８年度は見込み
　　２　手話通訳登録者数および要約筆記者登録者数は年度末時点の人数

音声コード
貼付予定

(7)　日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

図表５－８　日常生活用具給付等事業の利用量の見込み（年間）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①介護・訓練支援用具（件）	8	9	10	11
②自立生活支援用具（件）	20	21	22	23
③在宅療養等支援用具（件）	25	26	28	30
④情報・意思疎通支援用具（件）	14	16	18	20
⑤排せつ管理支援用具（件）	3,654	3,700	3,750	3,800
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)(件)	3	3	4	4

（注）令和８年度は見込み

(8)　手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図るための手話奉仕員養成研修を実施します。

図表５－９　手話奉仕員養成研修事業の利用量の見込み（年間）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修修了者（人）	―	10	―	10

（注）講座は２年に１回開催

(9)　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

図表5－10　移動支援事業の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	200	220	240	260
利用時間合計（時間）	2,172	2,400	2,650	2,900

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

（10）地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

図表5－11　地域活動支援センター事業の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	61	61	61	61
利用時間合計（時間）	418	418	418	418

（注）令和８年度は見込み

2　任意事業

（1）　訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

図表5－12　訪問入浴サービス事業の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	12	14	16	18
利用回数合計（回）	57	70	80	90

（注）令和８年度は見込み

（2）　日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

図表5－13　日中一時支援事業の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	112	129	148	168
利用日数合計（日）	882	1,032	1,184	1,344

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

(3)　社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成を行います。

図表5－14　社会参加促進事業の利用量の見込み（年間）

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業（人）	5	6	6	6
身体障害者用自動車改造費助成事業（人）	5	5	5	5

（注）令和８年度は見込み

(4)　スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者スポーツの普及や障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。

図表5－15　スポーツ・レクリエーション事業の見込量

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
参加者数（人）	200	210	220	230
ボランティア数（人）	70	71	72	73

（注）令和８年度は見込み

(5)　活躍支援事業

障がいのある人等の作品展などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がいのある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

図表5－16　活躍支援事業の見込量

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市が主催、または後援する芸術作品を発表する機会に出展した障がいのある人の人数（人）	120	130	140	150

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

(6)　発達障害児者及び家族等支援事業

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などが、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応がとれるように、ペアレントトレーニング※1や地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）によるペアレントプログラム等の学びの確保、ペアレントメンター※2の養成などにより支援体制を確保していきます。

図表5－17　発達障害児者及び家族等支援事業の見込み量

区　分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	10	12	14	16
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数（人）	10	12	14	16

（注）令和８年度は見込み

※1　ペアレントトレーニング：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと

※2　ペアレントメンター：発達障がいのある子どもの養育経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人（メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です）

音声コード
貼付予定

Ⅴ－３　障がい児支援

本節においては、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）に加え、障がいの有無にかかわらず､児童が共に成長できるよう､すべての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門施策の相互の連携を強化するため、保育園等、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れについてもサービスの見込みと確保策を示しています。また、本市の発達支援の拠点である市単独事業の「あさひ学園」についても記載しています。

1　障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。

■国の基本指針

＜児童発達支援＞　①地域における児童の数の推移、②現に利用している障害児の数、③障害児等のニーズ、④医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、⑤保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、⑥入所施設から退所した後に当該サービスの利用が見込まれる障害児の数、⑦平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜放課後等デイサービス＞　①～④、⑥、⑦、放課後児童健全育成事業、小・中学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜保育所等訪問支援＞　①～④、⑦、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜居宅訪問型児童発達支援＞　①～④、⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

音声コード
貼付予定

(1)　児童発達支援

障がいのある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

図表5－18　児童発達支援の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用児数（人）	298	326	354	382
	利用日数合計（日）	3,466	3,912	4,248	4,584

（注）令和８年度は見込み

(2)　放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

図表5－19　放課後等デイサービスの利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
放課後等デイサービス	利用児数（人）	666	727	794	867
	利用日数合計（日）	8,875	9,451	10,322	11,271

（注）令和８年度は見込み

※サービスの提供について、質を確保しつつ計画的かつ効果的に行われるよう、地域差を是正する必要があるという基本指針の考え方を踏まえ、いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とする。

(3)　保育所等訪問支援

保育所等を利用している支援が必要な児童が保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。

図表5－20　保育所等訪問支援の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	利用児数（人）	50	63	76	89
	利用日数合計（日）	133	158	190	223

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

(4)　居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表5－21　居宅訪問型児童発達支援の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型児童発達支援	利用児数（人）	2	3	4	5
	利用日数合計（日）	5	6	8	10

（注）令和８年度は見込み

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

児童発達支援	利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いていることを踏まえるとともに、現在の利用児童数、利用状況、事業所の整備状況から、令和11年度の１か月あたりの利用児童数は382人、利用日数合計は4,584日になると見込みました。利用増加に対応できるよう、支援を行います。
放課後等デイサービス	利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いていることを踏まえるとともに、知的障がい、精神障がいのある児童の増加、共働き世帯の増加など、今後も利用が増加すると予測しています。サービスの提供について、質を確保しつつ計画的かつ効果的に行われるよう地域差を是正する必要があるという基本指針の考え方を踏まえ、いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とします。また全国平均の伸び率を用いて令和11年度の利用者は867人、利用日数は11,271日を見込みました。
保育所等訪問支援	令和５年度以降利用の増加が続いており、今後も同様の傾向が考えられることから、令和11年度の１か月あたりの利用児童数は89人、利用日数合計は223日になると見込みました。利用者の増加に対応した事業所の参入を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児が対象であり、大幅な増加はないと考えられることから、令和11年度の１か月あたりの利用児童数は５人、利用日数合計は10日になると見込みました。近隣に事業所が整備されているものの、市内事業所はないため、利用者の増加を見据えつつ、事業所の参入、事業拡大を促進します。

2　障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。

■国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

図表5－22　障害児相談支援の利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	利用者数（人）	119	130	140	150

（注）令和８年度は見込み

音声コード貼付予定

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

障害児相談支援	障害児通所支援のサービスの利用児童数、増加傾向を勘案して、令和11年度の１か月あたりの利用児童数は150人と見込みました。サービスの利用児童数の増加への対応とのぞまないセルフプランの解消等セルフプラン率の適正化を図るため、事業所の参入、事業拡大を促進します。

3　子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に添った利用ができるよう、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れ体制の整備を促進します。

(1)　保育園等における障がいのある児童の受け入れ

保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表5－23　保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育園	３歳未満（人）	12	13	13	14
	３歳以上（人）	160	162	164	166
認定こども園	３歳未満（人）	0	1	2	3
	３歳以上（人）	3	4	5	5

（注）加配のついている在園児数を計上（小規模保育事業に在園する加配児童を含む）

(2)　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

支援員等の追加配置、障がい児童対応研修の充実、施設等の充実を図ることなどにより、障がいのある児童が児童クラブの利用を希望した場合の受け入れ体制の確保に努めます。

図表5－24　放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業	低学年（人）	94	94	94	94
	高学年（人）	48	48	48	48

（注）通年利用児童に限らず、すべての利用児童を対象

音声コード
貼付予定

4 あさひ学園

「あさひ学園」は市の単独事業として実施しており、就学前の障がいのある児童や、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。

今後も、市の発達支援の拠点として一層の充実を図っていきます。

図表5－25　あさひ学園の利用量の見込み（年間における１か月あたりの延べ利用者数の平均）

区　分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
あさひ学園	利用者数（人）	450	460	470	480

（注）令和８年度は見込み

音声コード
貼付予定

Ⅵ　計画の推進

1　計画の推進体制

(1)　小牧市障害者自立支援協議会

小牧市障害者自立支援協議会において、計画の進捗状況の把握と評価を行います。また、施策の具体化や、重要課題の取り組みについて協議します。

(2)　庁内体制

計画に示した施策は担当課を中心に取り組みを推進することになりますが、施策は相互に関連するもの、重層的に支援するものも多いため、関係課および関係機関が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

2　圏域、県との協力

高い専門性を必要とする相談や発達支援、難病患者支援、医療的ケア児支援、強度行動障がいの状態にある人の支援、権利擁護支援、精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築などは、市単独での解決や充実が難しいことから、近隣市町、圏域において協力するとともに、適宜県と連携しながら推進します。

また、指定障害福祉サービス事業者等の指定について、必要に応じて県に対し意見の申出を行い、質の高いサービス提供体制の確保に努めます。

3　サービスの円滑な利用と質の確保

市ホームページ、ガイドブック、出前講座、出張相談等により、制度の説明やサービスについての情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑にサービスを選択し、利用できるよう努めます。

民間事業所の参入が進む中、サービス事業所の質の確保・向上を図るため、サービス事業者及び相談支援専門員の指導及び監督に努めるとともに、必要に応じて事業所等の訪問を実施します。また、障害福祉サービス等の指導に係る研修会への参加による職員の質の向上や報酬請求にかかる審査結果の共有を図ります。

さらに、小牧市障害者自立支援協議会の各連絡会を活用し、サービスの利用状況、課題等を把握し、利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう改善を図っていきます。

音声コード
貼付予定

4　人材の確保と生産性の向上

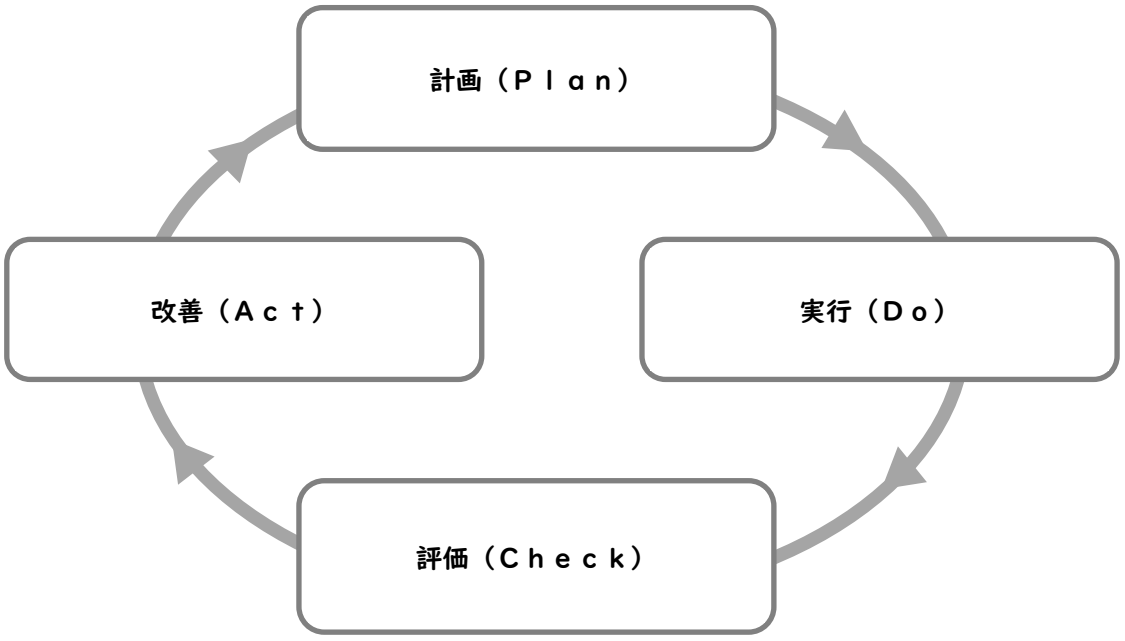
県、関係機関と協力して、介護、子育て支援分野の人材と併せて、慢性的に不足している人材の確保・定着を促進します。

また、障害福祉サービス事業所等におけるＩＣＴやロボットの導入により、業務の効率化や職員の業務負担軽減を図り、労働環境の改善、生産性の向上を促進します。

5　計画の進捗管理と評価

計画の実効性を高めるためには、実施すべき事業の検討、実施した事業の効果確認を繰り返しながら、計画の進捗管理を行うことが必要です。

したがって、本計画は小牧市障害者自立支援協議会において、ＰＤＣＡサイクルにより継続的に評価・見直しを行いながら推進します。



音声コード
貼付予定

6　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

ＳＤＧｓとは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27（2015）年９月に国連で合意された世界共通の目標です。17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指しています。この目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画においてもＳＤＧｓの達成を目指しています。この中で、障がい者（児）福祉の分野については以下の目標の実現を目指すこととしており、本計画においてもこれに沿った目標設定をしています。





貧困をなくそう



人や国の不平等をなくそう



すべての人に健康と福祉を



住み続けられるまちづくりを



質の高い教育をみんなに



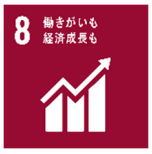
平和と公正をすべての人に



ジェンダー平等を実現しよう



パートナーシップで
目標を達成しよう



働きがいも経済成長も

出典：外務省ＨＰ、国際連合広報センター

音声コード
貼付予定